



IVSC Business Valuation
Standards Board メンバー

い わ た た か こ

岩田 宜子

国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向 —Business Valuation Stan- dards Boardでの議論を中心に—

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) は、現行の基準である「国際評価基準2017 (International Valuation Standards 2017: IVS2017)」の改訂版を2019年7月に公表した。IVSCの基準理事会 (Standards Boards: Boards) は、2017年以降、IVS2017に対する改訂や追加基準の設定を協議してきた。本稿では、この基準設定に係るBoardsのうち、事業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BV Board) において2019年7月から2020年1月までに議論された内容を中心に紹介する。

BV Boardにおいては、2019年7月のスイスでの会議、電話会議、メールでの協議、及び2019年10月のシンガポールでの年次総会並びにBV Boardの会議において、主に、次のような議題が話し合われた。

- ・ IVS2017に対する技術的改訂
- ・ IVS2017の新基準IVS220非金融負債 (Non-Financial Liabilities)
- ・ のれん

- ・ その他 (棚卸資産など)

その結果、この期間に発表された基準やペーパーは、以下のとおりである。

- (1) 国際評価基準改訂版 (International Valuation Standards (effective 31 January 2020): IVS (2020)) (2019年7月公表、2020年1月31日発効)
- (2) IVS (2020) 結論の根拠 (IVS Basis for Conclusions Reflecting changes introduced to IVS (effective 31 January 2020): 結論の根拠)
- (3) のれんに関するパースペクティブ・ペーパー (IVSC Perspectives Paper: Business Valuation)
 - Is Goodwill a Wasting Asset? (2019年9月公表)
 - Information Value of the Current Impairment Test: Leading or Lagging Indicator? (2019年12月公表)

本稿では、公表された上記(1)から(3)に加えて、現在ディスカッションしているトピックについても報告する。

なお、本文中の意見やコメントは筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておく。

2 IVS (2020) と結論の根拠

Boardsは、IVS2017に対して、以下のコメント募集を実施した。

- ・ IVSアジェンダ協議2017 (IVS Agenda Consultation 2017) (2017年5月公表)
- ・ IVS2017の技術的改訂に係る公開草案 (IVS2017 Proposed Revisions Exposure Draft: 2018年7月公開草案) (2018年7月公表)
- ・ IVS220非金融負債公開草案 (Non-Financial Liabilities IVS220 Exposure Draft: 2019年1月公開草案) (2019年1月公表)
- ・ IVS2017の追加的な技術的改訂に係る公開草案 (IVS2017 Additional Technical Revisions Exposure Draft: 2019年3月公開草案) (2019年3月公表)

Boardsは、上記コメント募集に寄せられたコメントの検討、及び国際会計基準審議会 (IASB)、米国公認会計士協会 (AICPA) 等の関係団体等のスタッフに対するヒアリングや協議などを基に議論を重ね、2019年7月にIVS (2020) を公表した。

以下、IVS (2020) のうちIVS2017から改訂された箇所の主な内容を、章ごとに説明する。

(1) 用語集 (Glossary)

使用目的 (Intended Use)、使用者 (Intended User)、評価 (Valuation) 及び価値 (Value (n)) の定義が追加された。

(2) IVSフレームワーク (枠組み) (IVS Framework)

50. 専門能力 (Competence) に規定された評価者の専門能力に関するパラグラフについて、「しなければならない

(must)」から、「すべきである (should)」への変更が検討されたが、IVS2017から変更しないこととした。

(3) IVS102調査と遵守 (Investigations and Compliance)

20. 調査 (Investigations) の「重要なインプットは、検討、調査及び裏付けが必要となる場合がある」から「インプットは、検討、調査及び裏付けをすべきである」に改訂された。また、「提供された情報に対する信頼性や信憑性が十分でない場合、これらの情報は使用すべきではない」が、「これらの情報を使用するか否か、いかに使用するかを検討すべきである」に改訂された。

(4) IVS103報告 (Reporting)

30. 評価報告書 (Valuation Reports) の要記載事項に、使用目的が追加された。

(5) IVS105評価アプローチ・手法 (Valuation Approach and Methods)

10. 序論 (Introduction) に、評価手法や手続に制限がある場合に、その評価はIVSに準拠していないという結論になる場合があることが追加された。

50. インカムアプローチの手法 (Income Approach Methods) の割引率の項に、主として、以下の内容が追加された。

- ・ 割引率はキャッシュ・フローの種類と整合している必要があること
- ・ 割引率を導くにあたり採用した手法及びその理由をドキュメントし、重要なインプットの出典を提供すること
- ・ 予測が何の目的で策定されたのか、キャッシュ・フロー前提が評価対象の価値の基礎と整合しているかを検討しなければならないこと、整合していない場合には、予測または割引率を修正する必要があるだろうこと

・ 割引率を導くに際し、予測キャッシュ・フローの達成リスクを検討しなければならないこと

・ 予測キャッシュ・フローに内在するリスクが、割引率に反映されていない場合には、予測キャッシュ・フローを修正するか、割引率を修正しなければならないこと

90. 評価モデル (Valuation Model) の項が追加された。

(6) IVS200事業及び事業持分 (Businesses and Business Interests)

Boardsは、アーリーステージ企業の評価は実務の多様性があるが、現行IVS2017ではカバーされていない項目があることを認識し、議論の結果、それらの項目の多くは、情報が制約された状況、ないしは不確実性の高い状況の下で行う評価と同様の項目であり、新たな基準を追加する必要はないと判断した。ただし、アーリーステージ企業の評価において、問題となることの多い複雑な資本構成については追記が必要であるとして、130. 資本構成に関する勘案事項 (Capital Structure Consideration) の項に、評価対象となる資産の所有権や持分の種類が追加された。また、資本が普通株式のみから構成される場合とは異なり、複雑な資本構成である場合の企業価値を種々の債務や資本に配分する際に用いる手法として、Current Value Method、Option Pricing Method及びProbability-Weighted Expected Return Methodについてのパラグラフが追加された。

なお、AICPAが2018年に、「Valuation of Portfolio Company Investments of Venture Capital and Private Equity Funds and Other Investment Companies」と題する最初のワーキングドラフトを公表し

たが、Boardsは本改訂の検討に際し、AICPAのタスクフォースと情報交換を行った。

(7) IVS220非金融負債(Non-Financial Liabilities)

このIVS220は、IVS2017を発行して以来、初めての、新たな章となる基準である。IVS2017において、資産は、“資産、資産グループ、負債、負債グループ、または、資産と負債のグループ”を意味し、本基準は、資産と負債の双方の評価に適用することができるとされている。しかし、そこには、負債が何から構成されているのか、どのような性質をもつのかといった記載はない。また、BV Boardは、市場調査の結果、非金融負債の評価に関する実務上の指針がほとんど存在しなかったことなどから、非金融負債に関する基準を優先順位の高い課題として取り組んできた。当該基準の概要は以下のとおりである。

非金融負債の評価は、IVSの一般基準(General Standards)に従うが、IVS220において定義や性質、評価アプローチと手法、特別勘案事項など、追加的な要求事項が定められている。IVS220の下では、非金融負債は現金収支を伴わない商品やサービスを提供することを要求する債務と定義され(20.1)、前受収益、契約負債、保証、環境負債、資産除去債務、ロイヤルティプログラム、電力購入契約、訴訟債務、補償などを例として挙げている(20.2)。ただし、条件付対価、保険契約、リース、退職給付債務などはこの基準の対象外としている。非金融負債は通常、相対する資産がないため、負債のフレームワークを用いて評価することになる。非金融負債の評価手法は、資産と同様に、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチに大別される。第一に、マーケット

アプローチ(50.)については、トップダウン法として整理され、例えば、類似の非金融負債などの取引事例などを参照することになるが、この手法が適用されることはまれである。第二に、インカムアプローチ(60.)はボトムアップ法として整理され、非金融負債は、その履行義務を果たすために必要なコストから合理的なマークアップを差し引いた値を現在価値に割り引くことによって評価される。インカムアプローチは、非金融負債の評価において最も用いられることが多い手法である。第三に、コストアプローチ(70.)については、その適用は限定的であるとされている。そして、非金融負債の評価における特別勘案事項(80.)には、割引率、キャッシュ・フローとリスクマージンの見積り、譲渡制限及び税金といった項目が取り上げられている。

(8) IVS410開発資産

120. 担保付融資に係る評価に際しての特別勘案事項(Special Consideration for Secured Lending)の項に、開発資産の評価の際は少なくとも2つの手法を適用すべきであること、また、開発段階にある現状における価値と、開発が完了した提案上の価値を示し、報告された価値を採用したプロセスと合理性につき記載すべきであることが追記された。

3 のれんに関するパースペクティブ・ペーパー

IVSCは、バリュエーションに関連するトピックや緊急課題に対して、バリュエーションの視点でのガイダンスやケーススタディなどの情報を提供するパースペクティブ・ペーパーを適時に公表し、世の中に寄与したいと考えている。昨今、米国財務会計基準審議会(FASB)やIASBにおいて、のれんの償却についての議論がなされていることに関連して、バリュエーションの基礎となる考え方は、のれんを償

却するというコンセプトを説明できるのかといった質問が、BV Boardに寄せられた。そこでBV Boardは、この議論に貢献する目的で、のれんに関する、3つのパースペクティブ・ペーパーを公表することとした。

(1) のれんは減耗資産か(Is Goodwill a Wasting Asset?)

のれんは、耐用年数が容易に検討できる減耗資産なのか、それとも耐用年数を確定できない資産なのか、という問いに対して議論したペーパーであり、2019年9月に公表された。

まず、継続企業を前提としてビジネスが買収された場合、取引価格を決定する際に用いられる財務モデルは、通常、キャッシュ・フローが永続するとの前提で策定される。企業結合会計基準の下で、取得価額から識別可能な資産負債を差し引いたものがのれんである。識別された資産は、マーケティング関連の一部の無形資産を除き、耐用年数が有限の資産である。よって、のれんが、継続企業を前提として買収した事業の継続企業としての価値を示すものでなければならない。

次に、のれんの構成要素を考えてみると、レピュテーション、将来の無形資産、人的資産、シナジーなどが挙げられる。将来の無形資産は、しばしば、のれんの構成要素を説明する際に代表的な要素として取り上げられる。企業結合会計の下で識別される無形資産は、企業結合日に存在する無形資産のみで、事業買収の際に見込んだ将来の技術力などは、のれんとなるためである。また、それら将来の無形資産を生み出すコストも、財務モデルに盛り込むため、それらのコストを理由に、のれんが減耗するとする主張は正しくない。

このペーパーにおいては、上記のことなどから、のれんは減耗資産ではないと

結論している。また、実証的にも、ほとんどの減損が、時の経過とともに発生するものではなく、個別の事象に基づくものであるということも、この結論と整合的であるとしている。

(2) 現行の減損テストの情報価値：先行指標なのか、遅行指標なのか (Information Value of the Current Impairment Test: Leading or Lagging Indicator?)

現在ののれんの減損プロセスは、財務諸表利用者にどのような情報価値を提供するのかという問いに対して議論したペーパーであり、2019年12月に公表された。

本ペーパーにおいては、減損テストの対象事業が、買収した事業のみの場合と、既存の事業と結合された場合とで、減損リスクが異なることを数値を用いて分析している。現行の減損の枠組みは、量的にも質的にも重要な情報を提供するものの、先行指標としての情報価値としては、限界がある場合がある。例えば、無形資産の償却は、のれんの減損リスクを下げる方向に働き、マネジメントに対して減損認識を先延ばしにしようとする意図となる要因を与える恐れがあるとしている。さらに、のれんを償却する場合には、その与える要因がさらに増し、実態を示す情報を示さないという限界が加わることになるとの懸念がある。

(3) 現行ののれんの減損フレームワークをより良いものとする現実的な解決策とは (What are practical solutions to enhance the current goodwill impairment framework?)

現行の企業結合会計やのれんの減損

テストは、追加コストを見込まずに情報価値を高め得るのか、現行の減損モデルからのれんの償却への変更は、可能性のある結論なのかという問いに対して議論する予定であり、2020年の公表が予定されている。

4 ディスカッション事項

BV Boardは棚卸資産 (Inventory) の基準の公開草案をすでにドラフトし、他のBoardがレビューを行っているところであり、当該公開草案は2020年の早い時期に公表される予定である。棚卸資産については、AICPAが2018年11月19日にWorking Draft of Inventory Valuation Guidance from Forthcoming AICPA Accounting and Valuation Guide Business Combinationsを公表したが、BV Boardはそれに先立ち、AICPAの当該タスクフォースメンバーと会い、IVSの棚卸資産に含める内容について議論した。

当該棚卸資産基準の公開草案は、他の資産基準と同様に、概要、序論、価値の基礎、評価アプローチと手法、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチ、及び棚卸資産に対する特別勘案事項から構成されている。

BV Boardでは、IVSアジェンダ協議2017で実施したギャップ分析の結果、短期間で取り組むべき項目として列举された、非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価につき、IVS2017の改訂に盛り込み、棚卸資産につき公開草案を公表する段階であるため、次に議論すべき事項について検討し、議論を開始している。現在、検討している項目には、使用権資産、暗号通貨、条件付対価、人的資産、プレミアムとディスカウント、社会

的価値とESG (環境、社会、ガバナンス) 投資などがある。

5 おわりに

IVSCの年次総会に引き続き、2019年10月10日から11日にかけて、IVAS-IVSC Business Valuation Conference 2019がシンガポールにおいて開催された。IVASとは、Institute of Valuers and Appraisers, Singaporeのことで、シンガポール政府が管轄する機関であるSingapore Accountancy Commissionが2013年に、シンガポールをビジネスバリュエーションの中核とすべく設立したものであり、IVSCのメンバーでもある。IVASはビジネスバリュエーションの資格制度を導入しており、当カンファレンスには、シンガポールを中心に、アジア各国からChartered Valuer and Appraiser (CVA) の資格保有者や企業の担当者が約300人集まり、ビジネスバリュエーションに係る最近のトピックやバリュエーション業務の開発などについてプレゼンテーションが行われた。IVSCからは、先の年次総会でIVSCの評議員会議長に就任したAlistair Darling卿のあいさつ、BV Boardの議長であるAndreas Ohl氏の非金融負債の評価に係るプレゼンテーションがそれぞれなされた。日本においては、IVASのようなビジネスバリュエーションに関するバリュエーションの専門家組織 (Valuation Professional Organization: VPO) が存在しないため、有志により議論を重ねているところであるが、具体的なアクションプランの検討が望まれるところである。